

令和7年11月定例会 こども未来・安心対策特別委員会（付託）

令和7年12月16日（火）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	岡田	理絵
副委員長	川真田	琢巳
委員	井村	保裕
委員	平山	尚道
委員	井下	泰憲
委員	立川	了大
委員	長池	文武
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉

委員外議員

議員	扶川	敦
----	----	---

議会事務局

政策調査課副課長	仁木	ちあき
政策調査課課長補佐	幸田	俊樹
政策調査課主任主事	丹生	瞳

説明者職氏名

〔こども未来部〕

部長	原内	孝子
副部長	犬伏	伴都
こども未来政策課長	河井	美智子
子育て応援課長	玉岡	あき子
こども家庭支援課長	吉田	恵司
男女参画・青少年課長	内海	三枝子

〔生活環境部〕

副部長	吉成	浩二
生活環境政策課長	島	智子
労働雇用政策課担当課長	山本	雄史
多文化共生・人権課長	山田	寛之

〔保健福祉部〕

部長	福壽 由法
次長（健康福祉担当）	大西 秀城
地域共生推進課長	杉友 賞之
医療政策課長	藤坂 仁貴
健康寿命推進課長	井原 香
健康寿命推進課国保運営室長	松浦 正治
長寿いきがい課長	島田 准子
障がい福祉課長	杉生 忍

〔経済産業部〕

部長	黄田 隆史
産業人材課長	小山実千代

〔教育委員会〕

教育長	中川 斉史
教育DX推進課長	戎 弘人
教育創生課長	青木 秀夫
義務教育課長	長谷 彰彦
高校教育課長	金岡由岐子
いじめ・不登校対策課長	福多 博史
体育健康安全課長	國方 正一
生涯学習課長	新開 弓子

〔警察本部〕

生活安全部長	前川 伸二
少年女性安全対策課長	野田 浩史

【報告事項】

- 公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会について（資料1）
-

岡田理絵委員長

ただいまから、こども未来・安心対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

福壽保健福祉部長

それでは、1点、御報告させていただきます。お手元のタブレットの資料1を御覧ください。公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会についてでございます。

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会は、ゴールドプランの推進機関として、平成元年の設立以来、高齢者の生きがいと健康づくりの推進等に係る事業を行ってまいりましたが、事業実施体制の強化に向け、今年度末で解散し、令和8年4月1日に、徳島県社会福祉協議会に事業譲渡することとなりました。

公益財団法人とくしま“あい”ランド推進協議会の事業は、徳島県社会福祉協議会へ引き継がれ実施することになり、今後は、地域貢献活動など、徳島県社会福祉協議会のノウハウを生かし、時代のニーズに応じた長寿社会づくりをより効果的に進めてまいります。

報告は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

岡田理絵委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

平山尚道委員

私から大きく1点、質問させていただきます。

先日より報道もされておりますが、徳島市にある障がい児通所支援事業所が、突然、休止を表明すると報道にありました。詳しい状況を教えていただきたい。

杉生障がい福祉課長

ただいま、平山委員から、障がい児通所支援事業所児童デイサービスセンターForYouの事案につきまして御質問を頂きました。

先日来、報道されております障がい児通所支援事業所児童デイサービスセンターForYouにつきましては、株式会社豊結会が運営する障がい児の通所施設で、徳島市内3か所において事業所を運営しておりました。

この度、事業所から急遽、職員が多数退職することとなり、令和7年12月13日の営業にて全施設の営業を一旦休止するという旨の案内文書が利用児の保護者に配布されているということが、今日9日に、徳島市からの連絡によって判明いたしました。

当該事業所には多数の利用児童が在籍していることから、県におきましては、連絡が入った同日から職員が全3事業所を直接訪問して、職員から状況の聞き取りを行ったところ、常三島と八万の二つの事業所におきまして12月8日から順次、利用児の保護者に対して当該文書が配布されていることを確認しております。

一方、法人の役員からは、12月15日以降も職員体制を確保した上で事業を継続する予定であるとの報告を受けていたことから、15日に改めて全ての事業所を訪問しまして、営業状況について確認を行いました。

その結果、常三島と八万の2事業所では利用児の受入れを休止しており、残る1事業所

につきましても1名の児童を受け入れていたものの、管理者をはじめ、運営基準上必要な人員体制がない状態であることが確認されました。

また、現地確認の状況を基に法人に確認したところ、16日以降は3事業所とも営業しない、また利用児の受入先等について全ては把握できていないといった回答であったことから、県におきましては、全事業所が休止状態に入る状況であると判断いたしました。

本来、事業を休止する場合には、休止日の1か月前までに県に届出を行うとともに、継続したサービス提供を希望する利用児には、必要なサービスが提供されるよう調整を行わなければならないとされていることから、昨日、今回の事案が児童福祉法に違反するものとして行政処分の対象となること、また、緊急かつ最優先で利用児への支援を確保するため、県においてしかるべき対応を講じることについて、法人に通知を行ったところです。

県におきましては、利用児の利益の保護を最優先とし、サービスを利用する際の窓口となります相談支援事業所や、サービスの支給決定権者であります市町村ともしっかりと連携しまして、速やかに全ての児童への必要な支援が確保されるよう取り組んでまいります。

平山尚道委員

分かりました。報道によりますと、100人を超える児童が利用していたということですし、急に休止となったことで行き場をなくした児童や、報道によって不安になられた保護者も多いと思います。

実際に、この事業所を利用していた児童は何名いらっしゃったのでしょうか。また、事業者が休止になった後の児童の受入先は決まっているのか、教えていただきたいと思えます。

杉生障がい福祉課長

この事業所の利用人員についての御質問です。

昨日、事業所から提出を受けました利用者名簿によりますと、3事業所合計で121名が利用しておりまして、そのうち85名が他の事業所への移行や別のサービスへの切替え、また支援の見直しなど、今後の見通しがついていると伺っております。

なお、現時点で相談支援事業所と連絡の取れていないという利用児の保護者もいることから、全利用児の受入れ先確保に向けまして、まずは市町村や相談支援事業所と連携し、情報の収集に努めてまいります。

平山尚道委員

121名の利用児のうち85名は今後の見通しが立っているということで、残りの36名の児童の状況が把握できていないということでもあります。

この36名の児童の受入先を確保するために、県は何か対応を行っているのか教えてください。

杉生障がい福祉課長

利用児の受入先確保のための県の対応についての御質問です。

県といたしましては、利用児の保護を最優先と考えております。このため、サービスを

利用する際の窓口であります相談支援事業所や市町村の協力が得られるよう、昨日、徳島市及び相談支援専門員協会などとの緊急会議を開催しまして、利用児の受入れについて協力を要請したところです。

併せまして、株式会社豊結会が運営する事業所の利用児童を受け入れることによって、定員が超過する場合の報酬減算を行わないという特例的取扱いを行うこととし、県内の全ての指定障がい児通所支援事業所に対し、利用児の保護者、市町村、相談支援事業所などから利用希望の相談があった際には、積極的に受入れを検討いただけるように依頼を行ったところです。

平山尚道委員

県としては特例で対応していただいたということでございました。

利用されている児童が必要な支援を受けられるように、関係機関ともしっかりと連携して取り組んでいただきたいと思います。今後、県としてどのような対応をしていくつもりなのか教えてください。

杉生障がい福祉課長

今後の県の対応について御質問を頂きました。

昨日行いました特例的な取扱いの通知を受けて、新たに受入れが可能となる事業所には受入可能人数や受入期間、また受け入れる際の条件などの報告を求め、事業所の受入可能人数及び利用児の移行状況について県が把握し、市町村や相談支援事業所に必要な情報を提供することで、一刻も早く受入先が確保されるように努めてまいります。

なお、法人に対しましては、今回の事態に至った詳細な報告を求めるとともに、今後、法令に基づき適切な時期、方法により厳正に対処してまいりたいと考えております。

平山尚道委員

県においては、利用者の立場に立って、引き続き必要な方々に適切な支援が行われるよう、しっかりと取り組んでいただくとともに、事業者に対しましても適切に御対応いただきますよう、お願いいたします。

井村保裕委員

先日、自民党の小林政務調査会長が来県されまして、御講演を聞きました。

その中で、給食費の無償化と高校の授業料の無償化に触れられていました。それを踏まえて2点、お聞きさせていただきます。

まず給食費無償化につきましては、今日の徳島新聞の記事にも、給食無償化、国が全額負担、公立小学校を対象に食材費相当額という見出しで大きく載っていたのですけれども、県内の給食費の無償化については保護者からも強い要望がある案件です。

これで前に進むのかなと思っているのですけれども、学校給食の県内の給食費の状況、それぞれ市町村が支援している所もあったり、なかったり、県も何かやられているかと思うのですけれども、そのあたりの現状を教えてください。

國方体育健康安全課長

ただいま、井村委員より、県内の学校給食費の現状について御質問を頂きました。

今年度、県内で年間を通じて小中学校の給食を無償化しているのは、三好市、勝浦町、佐那河内村、神山町、美波町、板野町及び上板町の7自治体で、そのほか15の自治体で一部補助等の支援が行われております。

県立学校におきましても昨年度6月定例会で予算を御承認いただき、一食当たり70円を上限とする補助制度を活用して食材費高騰分を支援しており、今年度においても一食当たり102円を上限として補助しているところでございます。

井村保裕委員

実際にやっている自治体にとっては、自分のところの財源をやりくりしてやっていたのが、国がしてくれるのだったら有り難いなということなのですけど、当初、心配していたのは、去年ありました0、1、2歳の保育料無償化のように、県とそれぞれの市町村が負担してやってくださいみたいな。

今回の給食の無償化についても、例えば国は半分出します、残りの半分は県とそれぞれの市町村で出してくださいとかの負担割合が来るのではないかという心配があったのですけれども、国が全額負担ということで、そうになっていってくればいいと思うのです。

まずは小学校を念頭に2026年からすると、昨日の高市総理大臣の参議院の予算委員会でも、御答弁の中で地方の負担分も責任を持って財源確保を図る意向を強調したとあるのですけれども、これを信用して、本当に国が全額してやってくれたらいいのですけれども、今後の見通し、スケジュール的なことも含めて教えてください。

國方体育健康安全課長

井村委員より、給食費無償化の今後の見通しについての御質問を頂きました。

給食費の無償化を行うためには、恒常的に多額の経費が必要なことから財源の確保が大きな課題であり、現在、支援を行っている県内の自治体においては、自主財源のほか国の臨時交付金が活用されております。

全国におきましても、子育て世代の負担を軽減するために、臨時交付金を活用し、無償化を行う自治体が増加しております。

県といたしましても、本年5月には学校給食費無償化に向けた恒久的な財政支援制度創設について、国への政策要望を行ったところであります。

こうした中、国において去る8月8日に閣議了解された令和8年度予算の概算要求についての予算編成過程における検討事項の中で、給食無償化につきましては、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、予算編成過程において検討するとされており、令和8年4月からの小学校段階における実施に向け、現在、政党間で検討がなされているところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、今後の国における学校給食費無償化に向けた動きを十分注視するとともに、新たな政策要望を含め、本県としての対応を検討してまいります。

井村保裕委員

今後の見通しを聞かせてもらったのですが、給食費は小学校は幾らですか。小学校と中学校の給食費の基準は幾らなのか。それぞれの市町村が給食費を決められて、幾らでやっているかは、今、分かりますか。

國方体育健康安全課長

給食費につきましては、それぞれの市町村で異なっております。

井村保裕委員

これを言っただけでは悪いのですが、便乗値上げではないですが、食材費相当額補助は、食材費を見てくれるのだったら、それぞれの市町村が今まで360円とか400円だったのを、食材費が高くなって今回450円とか500円とかに上げた。

そうしたら給食も充実するのではと新聞を読みながら思ったのですが、そんなものも含めて、国がどういう判断をするのか分からないのですが、それぞれの市町村で、そうやってある意味、今の食材費、高騰になった、その金額を御負担してくれるのであれば有り難いと思いますので、今後の国の動きを注視して、しっかり進めていただきたいと思います。

あともう1点、高校の授業料の無償化についてもお聞きしたいのですが、現在、徳島県内の公立は、もう既に無償化になっていきますよね。そういった中で私立が今後、無償化になったら、県内はどういう状況になるかなと思うのです。

新聞等で、大阪であれば、私立が既に無償化になっていて、公立の有名な進学校でさえ定員割れしているという報道を聞くのですが、徳島県も今後、無償化になったときに、どのような懸念というか、課題が出てくるのか教えてください。

河井こども未来政策課長

ただいま、井村委員より、高等学校の私立学校に係る授業料の無償化で、どのような影響があるかという御質問を頂きました。

無償化になりましたら、生徒にとりましても家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられると考えております。

公立だけでなく私立学校への就学の機会を増やすことによって、生徒の選択の幅が、広がると考えております。

井村保裕委員

選択の幅が広がるのはいいのですが、県内の高校生が県外の有名な私立に希望して行ってしまわないか、そんな心配もするのですが、そういう心配はありますか。

河井こども未来政策課長

ただいま、井村委員より、県外に生徒が行くのではないかという心配があるのではないかと御質問を頂きました。

もちろん生徒の選択の幅が広がるということで、選択が県外にも行く可能性もあります

が、逆のパターンで県内にも選択の幅が広がっていくのではと思っております。

井村保裕委員

まだ具体的な内容も分かっていませんので、今後、これも国の動きを注視していただきたいと思うのですが、私立高校まで無償化になったら、今ちょうど正に高校の学校再編、普通科の再編をやっている中で、子供たち、学生が右肩下がりに減ってきて、普通科だけでなく、徳島県内の高校の在り方というのが、今、問題になって、検討されている中で、無償化というのにも影響があるのかなと思いますので、またそれも踏まえて進めていただけたらと思います。

近藤諭委員

昨年11月の議会において私から、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けた企業の取組支援について質問をさせていただきました。

今年度県において、県内中小企業向けの「共働き・子育て」応援奨励金が創設されたというのには承知しているのですが、現在の県の取組状況について教えてください。

玉岡子育て応援課長

ただいま「共働き・子育て」応援奨励金について御質問を頂きました。

近年、共働き世帯が年々増加している中で、男性も女性も、共に仕事と子育てが両立でき、協力しながら家事・育児を行う共働き・子育てを推進するため、県におきましては、今年度、子育てしやすい職場環境づくりに取り組む県内中小企業向けの奨励金を創設したところでございます。

具体的には四つのメニューがございまして、男性が長期間、通算28日以上でございしますが、育休を取得した場合、また男性が育休を取得した際に、業務を代替する新たな人員を確保した場合、同僚の方へ応援手当を支給した場合、不妊治療のための休暇制度を整備して利用があった場合、この四つの取組について奨励金を創設いたしまして、最大50万円の奨励金を支給できることとしております。

支給に当たりましては、取組実績に加えまして、県のはぐくみ支援企業としての認証及び県主催の、経営者層向けセミナーの受講を要件としております。

はぐくみ支援企業については平成19年からの制度でございしますが、これまでに378社を認証いたしますとともに、セミナーにつきましては、9月以降、4回開催いたしまして、延べ70社に受講いただいているところでございます。

この奨励金は10月1日から申請受付を開始いたしまして、これまでに5件の申請がございました。

申請内容としては、男性の28日以上長期間の育休取得ということで、申請が上がってきているものでございます。

まだ現時点では5件でございしますが、セミナーを受講した参加企業、先ほど延べ70社と申し上げましたが、そのうちの約7割から奨励金を活用予定という意向も伺っておりまして、今年度末が申請期日となっておりますので、引き続き広報に努めてまいりたいと考えております。

近藤諭委員

セミナーに70社が応募いただいて、そのうち7割の大体50社ぐらいが、今後申請する予定がある、という形なのですが、その中でも今、申請がある5件が、28日以上の子育取得とお伺いをしたのですが、それ以外のメニューである代替人員確保であるとか同僚への応援手当、こういった場合というのは職場によって申請するのが非常に難しいのではないかと思います。その企業の方々からの声とかニーズというのは把握しているのでしょうか。教えてください。

玉岡子育て応援課長

企業からの声、ニーズの把握ということですが、企業へのアンケートを実施しております。近藤委員がお話のとおり、代替人員を雇いたくても、募集をしても短期間の雇用ではなかなか人が集まりにくいといった回答ですとか、小さな事業所ですと、応援手当を支給するに当たっても、どこまでの社員に出したらいいのか線引きが難しいといった声も確かに頂戴しております。

一方、今回の奨励金を契機として、応援手当の制度を創設してみたいといった前向きなお声もございますし、最近では代替人員を確保したので、これから奨励金を申請したいと、具体的な申請手続きについての問い合わせも複数いただいております。一定のニーズがあると承知しております。

県主催のセミナーでは、県内で先行して取り組まれている企業の事例紹介なども積極的にさせていただいております。引き続き企業への丁寧な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

近藤諭委員

企業からのニーズもありますので、是非この奨励金の活用というのは進めていただきたいと考えておりますが、まずは県庁から率先して共働き・子育てに取り組んで民間をリードしていく姿勢というのも重要だとは考えます。現在の県の男性職員の育休の取得状況について教えてください。

玉岡子育て応援課長

ただいま、県職員の、男性職員の育休取得状況についての御質問でございます。

令和6年度の知事部局における男性職員の育休取得率は75.4%でございます。前年の令和5年度が68.6%でしたので近年、増加傾向にあるというところです。

また取得期間につきましても、取得された方の約8割が1か月以上取得されているといった状況です。

近藤諭委員

県庁の男性の育休取得率が予想以上に高いというのにびっくりしました。それだけ男性の育休取得というのが定着しているのは、非常にうれしいことです。

共働き・子育ての推進というのは子育て世帯への支援であると同時に、労働力が不足し

ている状況の中、このような福利厚生充実というのは、若い人から見ても企業を選択する大きな要因の一つにはなるとお思いますので、今後も企業側にとっても人材確保、定着の観点からも重要な取組をしていただきたい。

また大きく考えて、少子化の抑制にもなるとお思いますので、今後とも企業の皆さんの声をしっかりと聞いて、着実に進めてほしいと要望して、質問を終わります。

井下泰憲委員

先ほどの井村委員の高校授業料の無償化の話ですけれど、河井こども未来政策課長の答弁のとおりで、県内から出ていく人もいれば、来てくださる方もいると思うのですが、そこは重要だと思います。

それで質問したいのですが、まず、私が質問し続けている高校の魅力化を進める上で、地域のコーディネーターの配置が重要と考えておりますが、改めてお伺いします。教育委員会では、その点についてどのように認識されていますか。

青木教育創生課長

ただいま、井下委員より、コーディネーターの配置についての認識ということで御質問を頂きました。

公立高校の更なる特色化・魅力化を推進する上で、コーディネーターの配置は重要と認識しております。

他県の事例におきましても、高校の魅力発信、特色化の推進、また多様な地域人材との接続など、様々な効果が確認されていることに加え、現在、議論を進めております本県の公立高校の在り方検討会議におきましても、複数の委員から探究学習の企画、実施などの事業支援、寮の運営サポートなど、コーディネーターの配置によって学校と地域の連携が進み、教育活動の質の向上が期待できるという意見も頂いているところでございます。

井下泰憲委員

代表質問と同じような御答弁なんですけれど、県教育委員会として、高校のそもそも特色化・魅力化に向けて、どのような取組を進めているのかお伺いしたいのと、それとできたらもう1点、なぜ特色化・魅力化を今やらないといけないのかも、教えてもらえますか。

青木教育創生課長

高校の特色化・魅力化に向けた取組について御質問を頂いております。

県教育委員会におきましては、これまでも魅力ある高校づくりに向けた取組といたしまして、教育大綱、教育振興計画の改定に併せた各校のスクールミッションポリシーの改訂でありますとか、高校魅力化の方針、方策に関するリーフレットの作成など、魅力化推進と情報発信に取り組んできております。

また、地域との連携を進める上で重要な役割を果たす学校運営協議会、これを全ての公立高校に設置し、学校や地域の魅力を生かした取組を進めているところです。

さらに各校の特色化・魅力化に資する国又は県の事業の推進にも努めておりまして、例えば国の事業では、将来、国際的に活躍しうる科学技術人材を育成するスーパーサイエン

スハイスクール推進事業でありますとか、ICTを活用した文理横断的で探究的な学びの充実を目指す教育DXハイスクール事業、また県の事業では、探究活動の充実を図るためのとくしま生徒まんなか探究活動推進事業や、企業、大学等と連携した、みんなでプロデュース産業教育推進事業などに取り組んでいるところでございます。

加えて、なぜ特色化・魅力化への取組が必要なのかということでございます。先ほど来、県外への流出であるとか、県外からの流入を促すといった意見もありましたけれども、やはり少子化の状況も踏まえて、高校が地域に支えられ、また、生徒、保護者から選ばれるような学校づくりが非常に重要だと認識しておりますので、特色化・魅力化の取組を進める必要があると考えております。

井下泰憲委員

高校の在り方を考えていったときに、例えば過疎地域における高校というのが存続の危機にあると思っております。

なかなか言いづらいと思うので僕が代わりに言いますが、無くなるということも考えて、今回、やっていかないといけないと思います。

その上で特色化に関していえば、池田高校を例に挙げますけれど、池田高校でないとできない、地域でないとできない取組というのはたくさんあるのではないかと思います。地の利を生かすこともそうだと思います。

例えば無くなってしまったほうが、危機感が共有できるのかもしれないけれど、それでは遅い。

だったら、無くなる前に何とかそれを維持する方法として特色化・魅力化を進めていかないといけないというこの危機感の共有を今やらないといけないと思うのですが、恐らく高校の魅力化・特色化についての議論で、なかなか市町村議会で目にするのがないのですが、それが今の現状だと思います。

先日、総務省のコーディネーターに使える補助金というのが、市町村マターでないと使えないということで、市町村でも頑張ってはくれているのですが、今はまだ、その危機感の共有というのと、それとなぜコーディネーターを置かなければいけないかというところの意味合いといいますか、そういうところがまだしっかり浸透してないと感じました。

そこでお伺いしたいのですが、更なる高校の魅力化に向けてコーディネーターの配置とか、その意義、役割等について、市町村とか学校も含めてですけど、情報共有を進めていく必要があると思いますが、その辺いかがでしょうか。

青木教育創生課長

コーディネーター配置に向けた市町村との情報共有といった点について御質問を頂きました。

県内の市町村でも、そういった地域と共に学校の魅力化に向けた取組を行っている市町村も一部ありますが、井下委員がおっしゃったとおり、危機感といいますか、学校の魅力化に向けた認識がまだ十分ではないところもあると承知しております。

市町村との連携につきましては、公立高校の在り方検討会議や教育委員会会議においても、コーディネーターの配置を含めた魅力化の推進にあたっては、市町村の教育委員会だ

けではなくて地域振興を担う首長部局とも連携を進めることが重要であるという議論もなされているところでございます。

県教育委員会といたしましては県議会での御論議、また検討会議等での議論を踏まえ、生徒や保護者から選ばれる学校づくりに向けて、学校のニーズや意向を踏まえながらコーディネーターに関する情報を含め、市町村との情報共有や連携を進めてまいりたいと考えております。

井下泰憲委員

高校というのは義務教育ではございませんので、ばっさりいかれてしまうのではないかと思います。

池田高校の2040年の入学者の推移が、大体このままいけば40人を切るといわれております。その時に学校の建て替えの議論が始まるのですけれども、当然、普通に財政のこととかいろいろ考えたら、今のままでいくと建て替える必要があるのかないのかも議論されてしまうのではないかとこの危機感を覚えております。

そうすると、当然ながら高校の存続というのが目の前にあるのだということを、改めて地方の首長の皆さんにも共有していただきたいと思っておりますし、無くなってしまってからでは遅いと思っておりますので、引き続きやっていただきたいと。

それと、本会議でも答弁を何回か頂いていて、教員が関わることなので、時間的にも異動があることを考えたりしても、学校でやるのは難しいという答弁も頂いています。

もう1点は、責任の所在が余り明確でないというところがあるので、先ほども言いましたけれど、市町村ではなかなか予算が付きづらいなという感覚もあります。

今、議論している県教育委員会の中で魅力化を本当にうたっていくのであれば、取りあえず少額でもいいし、モデル事業でも何でもいいので、しっかり予算化をしてやってもらわないといけないと、文言だけでは進まないと思っておりますので、引き続きこの辺、よろしく願いいたします。

次の質問です。三好市医師会の准看護学院の状況についてお伺いしたいのですが、去年だったと思うのですけれども、もう無くなるというような報道がありました。

とはいえ今、三好市も東みよし町も補助金を出して、県もやっていますけれども、引き続いていくということで来年の募集もしておりますが、現在の学生の推移について教えてください。

藤坂医療政策課長

ただいま、井下委員より、三好市医師会准看護学院の学生数の推移について御質問を頂きました。

三好市医師会准看護学院につきましては、県知事が指定します准看護師養成所として准看護師の育成を担う2学年の総定員40名の養成機関でございます。

学生数につきましては、令和元年度が39名でございましたが、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年度から令和4年度までは約30名程度となりまして、その後、令和5年度以降は20名弱まで減少し、今年度は18名となっているところでございます。

また、入学生につきましても、令和元年度は定員に迫る18名の入学がございましたが、

令和4年度以降は10名前後で推移しておりまして、今年度は8名となったところでございます。

井下泰憲委員

次に、この准看護師学院は民間の施設ですので、准看護師育成に対する県からの支援について伺っていていいですか。

藤坂医療政策課長

民間の准看護師養成所に対する県からの支援について御質問を頂きました。

県におきましては、看護職員の養成確保を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、県内の民間准看護師養成所に対しまして運営費補助金を交付しておりまして、国が定める算定基準に準拠いたしまして、毎年度、約850万円程度を交付しているところでございます。

さらに、三好市医師会准看護師学院につきましては、人口5万人未満のへき地等の地域加算及び県独自の看護職員確保過疎地域加算を合わせまして150万円程度を加えまして、総額約1,000万円を補助しているところでございます。

また、看護学生に対しましては、経済的負担を軽減し、安心して修学できるための支援といたしまして、授業料相当を貸与いたします修学資金制度を設けておりまして、卒業後5年間、県内の医療機関で勤務すれば返還免除されるため、例年、予算枠を上回る希望があったところでございまして、今年度は制度の活用を希望される方に十分活用いただけますよう修学資金新規貸与枠を倍増したところでございます。

なお、三好市医師会准看護師学院の学生につきましては、今年度、新規で4名を含みます6名の方への貸与が決定しているというところでございます。

井下泰憲委員

拡充していただいた県の修学資金の制度も利用していただいています。とはいえ、まだまだ、この制度を知った上で入学を検討していただけるのではないかと思いますので、引き続き、この辺は周知をお願いしたいと思います。

それと同学院では、今おっしゃってもらったとおり、東みよし町、三好市と、県からの補助金を含めていろんなところからお金をもらっているのですが、それだけでは足りないと思いますので、そのほかはどのようにして運営費を賄っているのか、お願いします。

藤坂医療政策課長

ただいま、県の補助金を含めてどのように運営費を賄っているのかとの御質問を頂きました。

准看護師養成所におきましては、学校運営のため教職員の人件費をはじめまして、光熱費や賃借料など施設維持管理費でありますとか、授業や実習に要します教育研究費など、様々な費用が必要となっているところでございます。

このため県では、先ほど御答弁を申し上げましたが、養成所の安定的な運営を支援するため運営費の補助といたしまして、1,000万円の補助をしているところでございまして、

これに加えて、学生からの授業料等の納入金でありますとか、先ほど井下委員からありました地元の市町でありますとか、関係団体からの補助金等で経費を賄っていると伺っております。

収入の構造上、学生数が減少すれば収入が減少するということでもありますので、不足が生じれば補填の必要がありますということで、同学院におきましては、令和6年度に三好市と東みよし町から250万円の補助を受けるなど、財源確保に努めていると伺っております。

井下泰憲委員

今年度の自由民主党の政策要望の中で、県医師会から准看護師養成所に支援をしてくださいという提案もございました。

支援の方法として、当然、金銭的な支援というのも、それは分かりやすくいえばそうなのかもしれませんが、そもそも一つは准看護師養成所の在り方といいますか、准看護師の資格でどういうことができるのか、今まで地域の一定の医療人材を担ってきたとお伺いはしているのですが、また改めて、准看護師資格を取れば、例えば給料が上がるとか、資格を取った分、給料が上がるとか、意外と高校を卒業してそのまま准看護師養成所に行くのではないかなと思っている人がたくさんいるような気がします。

そうではなくて、年齢関係なく、皆さんが、先ほどの支援制度を利用しながら、働きながらもこういった資格が取れるということとか、地域の医療人材の確保という観点からも、いろんなツールを使って発信していく。そもそもできれば定員を満員にすれば補助金が要らないわけですから、そこに近づけるようにしていただきたいと思えます。

もう1点、当然、入学者が増えればいいだけの話なのですが、現在、県立の総合看護学校、いわゆる総看なのですが、先日、総看とのオンライン授業を行ってほしい旨の話をちらっと聞いたのですが、そもそも総看に関しても、今の定員を大幅に割っている状況だと私は認識をしています。

今後、総看の在り方、運営の仕方についても見直していく必要があるような気がするのですが、その中で、例えば今回、県西部の話をしていいますが、県南部とか、県内どこに居てもとか、先ほど言ったいろんな方が対象になるので、いろんな環境にあっても学べる環境が必要ではないかと考えますが、総看の大幅な見直しというか、今後どのようにやっていくのかも含めて、お伺いしていいですか。

藤坂医療政策課長

ただいま、県総合看護学校も含めまして、今後の看護学校の在り方についての御質問を頂きました。

県内の准看護師養成所におきましては近年、入学者数が減少傾向で推移しておりまして、今年度の入学者数は令和元年度から比べますと半減しているということで、非常に厳しい状況でございます。

こうした中、県立総合看護学校では、今年度から社会人枠の入試を導入したところがございます。現時点におきましては、その導入の効果でありますとか影響について、確認する必要があると認識しております。

少子化の影響などもございまして入学者数が減少する中、井下委員が御質問の今後の看護学校の在り方の検討の必要性についても、今年度の応募状況に加えまして、学校現場の声でありますとか、県の看護協会でありますとか、医師会などの様々な意見を踏まえまして、今後しっかりと考えてまいりたいと考えております。

井下泰憲委員

是非、前向きに検討いただけたらと思います。

先ほど、高校の魅力化についても言いましたが、先日、私は三好病院の院長先生と話をした時に、こういった地域医療人材の確保というのを小・中・高と連携できたらいいなというふうにおっしゃっていただきましたので、教育委員会も含めてになります。将来的に地域で活躍をしてもらわないといけない人材を早いうちから確保していく取組も必要かと思っておりますので、連携してやっていただきたいと思っております。

もう一つ質問させてください。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されまして1年8か月が経過しました。

それと県の、困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県の基本計画というのも同じ時期に作られております。これまでの取組についてお伺いします。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、井下委員から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行からのこれまでの取組、また徳島県の基本計画策定に当たってのこれまでの取組状況について御質問がございました。

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的といたしまして、令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。

同法を踏まえまして、県では、井下委員がおっしゃるとおり、令和6年3月に令和6年度から10年度までの5か年計画でございまして困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画を策定し、支援体制の充実、包括的かつ継続的な支援、相談窓口の周知と教育啓発の推進の三つを基本目標に掲げ、施策を推進しているところでございます。

これまでの取組状況といたしましては、支援に関わる関係機関や民間団体などと連携いたしまして、SNSを窓口とした相談や、街頭でのカウンセリング活動などによるアウトリーチ支援での早期把握、安心して自分の気持ちや悩みを話し、交流することができる居場所の提供、公共施設や小中高等学校の保健室等での生理用品の提供を通じての相談窓口の支援周知や支援のきっかけづくりなどの取組を行っているところでございます。

困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、支援に携わる関係機関や民間団体と協働して推進していくことが求められていますことから、引き続き連携を図りまして、相談者の抱える多様化した問題に対しまして、きめ細やかな支援ができるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

井下泰憲委員

困難な問題を抱える女性に子供がいた場合、子供も支援の対象には当然なると思うのですが、その子供が18歳に達した後の支援というのは現在、どうなっておりますか。

内海男女参画・青少年課長

井下委員より、困難な問題を抱える女性に子供がいた場合、その子供が18歳に達した後の支援についての御質問を頂きました。

子供たちにとりまして18歳という年齢は、進学や就職による自立の時期であると同時に、児童福祉の枠組みから新たな支援の枠組みへと移行する重要な時期であると認識しております。

こども女性相談センターでは、18歳以降においても支援が必要な場合は、見守りや相談対応などの継続的な支援を行っております。

また、15歳から20歳の若者に対しましては、働きながら自立を目指して共同生活を送る自立援助ホームにつなぐなど、関係機関や市町村と連携して若者の抱える課題に適した自立に向けた歩みを進められるよう支援を行っているところです。

引き続き、市町村、教育委員会、関係機関等と連携しながら、個々の状況に応じた切れ目ない支援に努めるとともに、支援制度や相談窓口の周知、啓発を図っていきたいと考えております。

井下泰憲委員

市町村教育委員会と連携しながらということでもございました。

まず一つ、教育委員会にお伺いしておきたいのですが、先ほど、最初の答弁で、生理用品の提供等を通じてということもございました。

学校のほうでやっているとということなのですが、ちなみに、ただ配っているだけなのか、それともしっかり、どういうことなのかという、例えば小中高生ぐらいだとそれぞれにベースが違うと思いますが、変な話、一人の困難を抱えた女性だという認識を当然してもらわないといけない。ただ配るだけではなくて、それをアウトリーチの機会にしていかないと、と思っているのですが、この辺、教育委員会ではどのように対応されておりますか。

國方体育健康安全課長

教育委員会では、先ほどもありましたように男女参画・人権課と連携し、公立学校に対して生理用品の配布希望調査を行っており、令和6年度は小中高特別支援学校合わせて78校が生理用品の配布を受けております。

県内の公立学校では、これまで主に保健室に生理用品を常備し、申し出てきた児童生徒に無償提供する体制を整えるとともに、児童生徒の体調等に応じ、養護教諭が必要な保健指導を行う他、福祉的な支援にもこの機会を通じてつなげているところでございます。

井下泰憲委員

前にも話したかもしれないですけど、ト一横とかグリ下といわれる所の子供たちを支援している団体からお伺いしたのですが、対象となる子供たちが、自分たちがまず対象だと

いうことを分かっていないという認識があります。

つまり、幾ら頑張っても、自分たちが支援を受けられる対象だと気付いてもらわなければ何の意味もないというところでは。

その中で、例えば困難な問題を抱える女性というところ、何となく大人のイメージがあるのですが、困難を抱える可能性がある女性というところ、意外と早期に見つけてくれるのは、また学校の話になってしまうのですが、学校現場ではないかと思えます。

そこで今回、基本計画を作っていたらいいのですが、この計画を教育委員会や関係団体で、どのように共有をされているのかお伺いをしていいですか。

内海男女参画・青少年課長

ただいま、井下委員から、徳島県の基本計画をどのように周知しているのかという御質問を頂きました。

令和6年度から計画がスタートしておりますが、民間団体や関係機関との連携が不可欠であることから、計画では関係機関等を構成員とする支援調整会議を設置することとしておりまして、令和6年12月に徳島県困難な問題を抱える女性等支援調整会議を立ち上げたところです。

支援調整会議におきましては、支援体制全体に係ります構成機関等の相互の情報交換や連携の促進を図る代表者会議でありますとか、必要に応じて個別ケースの詳細な支援方法等を議論する個別ケース検討会議からなっておりまして、今年の1月には第1回目の代表者会議を開催いたしまして、54機関65名の皆様にご出席いただき、支援に係る連携体制の強化を図ったところです。

井下泰憲委員

いずれにせよ、相談件数だけでも令和4年度2,500件とか、結構な数だと思うのです。

ここはアウトリーチしてしっかり、受皿になっているけれども、そうではないところの人たちというのが、まだまだたくさんいるのではないかと。

しかも、もっと言うと、今言ったみたいに若年層へしっかりアプローチすることによって、将来的な芽を摘んでいくということもできるのではないかと思います。この辺の関係を、変えてくださるのはいいのですが、児童福祉だけでもいろんな窓口が無数にあって、現場の先生が把握するというのは難しいのが正直なところだと思いますが、それでも、できる限りそれをスムーズにいくように、しっかり支援が届くようお願いをして、終わりたいと思います。

また引き続き、これに関してはいろいろ聞いていきたいと思っておりますので、お願いします。

それと、困難な女性の話ばかりなのですが、困難な男性への支援というのも実際にあるので、これもしっかりやっていただきたいと思っておりますので、これをお願いしておきます。

それともう1点、本会議で井村委員から私立保育園の調理員の問題のお話をさせていただいた際に、インクルーシブな保育環境の充実に向けて支援していくという、ある意味ざっくりなんですけれども御答弁を頂きました。

とはいえ、誤飲の問題であるとか、アレルギーの問題ということは、子供の命に関わっ

てくる結構大事な問題ですので、予算でなんとかなるということも多々あると思いますが、しっかりその辺、予算付けをしていただきたいと、僕からもお願いしておきます。

それと、そもそも調理員の加配に関しては国の制度の問題ですので、子ども手当、給付金を何万円とかというダイレクトな支援もいいんですけど、総合的な支援というのも国に要望を一緒にしていただきたいとお願い申し上げて、私からの質問を終わります。

梶原一哉委員

私からは1点だけお伺いします。

がん患者の方に対するウィッグなどへの助成についてお伺いしますけれども、今の徳島県では若い世代の方とか、がんを発症される場合が多い働き盛りの方々のために、がん検診に対する関心を持っていただこうということで「がん無視すんなよ!」、「がんムシ君」というキャラクターですね、部長がバッジをつけています。余り知られていないような、もっと周知をしていただきたいと思うのですが、これは非常にいい取組だと思いますので、継続してお願いしたいと思います。

がんの予防は、一番重要だと思うのですが、がんにかかった後の社会復帰に向けての様々な取組に対する支援は非常に大事だと思っております、例えば抗がん剤で髪の毛を失ってしまったり、また乳がんなどで胸を失われた方とか、様々ながん治療によって体の一部を失う方のための装着する補正具というのがございます。

こうした治療用のウィッグでありますとか、補正具に対する助成をする自治体が全国で増えています。

ここで伺いたいのですが、11月14日の徳島新聞で大きく取り上げられておりましたけれども、この記事によりますと、現在、徳島県内でこうしたウィッグや補正具に対する助成が行われている自治体が、鳴門、阿南、石井、海陽の4市町のみということでございまして、市町村の実施比率で見ますと、四国のほかの3県は、香川の場合は県が助成しており100%、愛媛は90%、高知が41.2%、本県につきましては16.7%ということで。極めて低い。全国の47都道府県中ワースト2位という大変残念な調査結果になっています。

また全国でも県独自で、11の県が独自の補助制度を設けているところもございます。このように本県は、こうした支援については非常に遅れている現状でありますので、こうした現状について、どのような認識を持たれているのか教えていただければと思います。

井原健康寿命推進課長

ただいま、梶原委員より、アピアランスケアにつきまして本県は制度化が非常に遅れているのではないかと御質問を頂きました。

アピアランスケアにつきましては、がん治療による脱毛、肌の色や爪の変化、乳房の切除などの外見の変化を補完したり、外見の変化が原因で起こるがん患者の方々の苦痛を軽減するサポートでございます。

国立がん研究センターが行った抗がん剤治療に伴う苦痛度についてのアンケート調査によりますと、女性の第1位が頭皮の脱毛でありまして、その後、まつ毛や眉毛の脱毛、爪の剥がれという結果となっており、治療中に外見が気になって外に出られないとの意見も多くある状況でございます。

がん治療の副作用として生じる外見の変化は、治療や就業などへの意欲を著しく低下させ、社会生活を送る上でも精神的な負担になるため、より多くのがん患者の方々が治療前と変わらない生活を維持できるようアピアランスケアは、がん治療に欠かせないものとなっていると認識しております。

アピアランスケアの中でもウィッグなど購入に係る助成制度につきましては、梶原委員がお話しのとおり、県内では市町村では4市町のみ、また、本県におきましても、県独自の助成制度は制度設計ができていないという状況でございます。

ただ、こうした助成制度以外の取組といたしまして、本県では徳島大学病院と県立中央病院からなるがん対策センターですとか、各がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターで専門の相談員がアピアランスケアに関する相談に対応するなど、これまで各種相談体制の充実を図ってきたところでございます。

令和5年には、徳島大学病院内に県内で初めてアピアランスケアに特化した美容室がオープンいたしまして、入院中の患者さんのサポートがさらに広がっているという状況でございます。

また、県内の患者会におきましても、脱毛に悩む患者向けのケア帽子を作成いたしまして、県内の病院や施設等で患者の皆様に対し無料で配布するなど、関係機関や関係団体と一体となりまして様々な支援に取り組んでいるところでございます。

今後も、がん患者の方々の悩みや不安を少しでも解消し、安心して治療や治療後の生活を送ることができるよう、引き続きアピアランスケアの充実に向けてまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

県としても様々、取り組んでいただいていることは分かりましたけれども、私は令和3年の11月議会で、この問題を取り上げさせていただいて、当時の保健福祉部長からこのような答弁がございました。医療用ウィッグをはじめとするアピアランスケアを含め、がん患者が就労などの社会活動を行い、人と関わりながら自分らしく生き生きと社会生活を送るため、必要となる施策について検討を進めてまいります、との御答弁を頂いていますが、その後、4年が経っています。

検討していただいた進捗状況と、今後どのような取組を進めていくのか教えていただければと思います。

井原健康寿命推進課長

ただいま、梶原委員より、アピアランスケアに関する本県の取組の方向性といったところについて御質問を頂きました。

近年、がん医療の進歩によって、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者の方々が増加しているという状況でございます。がんの治療と学業や仕事を両立し、治療後もその人らしい生活を維持する上で、治療に伴う外見の変化に対応するサポートは非常に重要と考えております。

今後も医療用ウィッグなど、アピアランスケアに係る助成事業ですとか、がん対策センター等における専門の相談員による相談支援、また患者同士によるピアカウンセラーなど、

必要な施策について、市町村、関係機関、関係団体などと共に、効果的な施策の展開についての検討を取り組んでまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

効果的な施策を展開していただくということですが、県が率先して市町村をリードするような取組を是非お願いできればと思います。

私も約10年前なのですが、抗がん剤治療で髪を失った経験がありますけれども、男性はともかく女性の方にとりましたら、非常に辛い経験だと思います。

また、がん治療は長期にわたり、私も6年間ずっと、3か月に1回病院に通っていましたが、医療費も高額でありますし、また治療後の社会復帰に向けて、さらにその上に、こうしたウィッグの購入費でありますとか、また体の一部に、補正具でありますとか、こうした負担を伴うというのは大変なことでございます。このように困っている方がたくさんおられるからこそ、この記事によりますと全国で75.5%の自治体が補助を行っているということでございます。

こうした地域によって補助がある、ないの格差を、これは致し方ない部分もあるのですが、できるだけ解消はしなければいけないと思っております。

先ほどの御答弁の中で、治療中に外見が気になって外に出られないとの意見も多くあるということ認識されていますし、また治療や就労などへの意欲を著しく低下させて、社会生活を送る上での精神的な負担になるため、アピアランスケアはがん治療には欠かせない必要不可欠なものだと、県も認識をされております。冒頭でも申し上げましたが、香川100%、愛媛90%、高知41.2%、全国平均で75.5%の市町村が実施している中で、徳島県は16.7%ということでございますので、是非この辺で一步前に踏み出していただければと思っております。

この記事の中でも、今、県内でいち早く導入した石井町の健康増進課の担当者の方が語られていますけれども、思っていた以上に利用があり、助かると喜ばれているということで、上限が大体、購入額の2分の1、上限額3万円を助成しているところが多いみたいなのです。金額自体もそんなに、何千万円とかの金額が掛かる事業でもないと思いますので、これは県が独自に補助制度を設けていただいて、市町村に任せるのではなく自ら旗振り役となって、是非、制度の創設に取り組んでいただきたいと強く要望させていただきますので、よろしく申し上げます。

長池文武委員

通告もしていないので答えられなかったら、答えられないで構いません。

まず1点が、先ほど最初のForYouですか、障がい児の施設で、質疑を聞いていて確認です。昨日か、今日か、各事業所に定員超過に対する特例を出したというふうにお聞きした。

そもそも定員超過という制度があるのですね。イメージとしては定員が決まっていて、それ以上たくさん預かったら何か罰則があるのですか。どんなルールになっているのか分かりますか。

杉生障がい福祉課長

障がい福祉サービスの減算の制度について御質問を頂きました。

障がい福祉サービスを実施する事業所につきましては、サービスの報酬制度ということで、提供しているサービスに対する報酬が支払われることとなりますが、児童のサービス事業所につきましては、1日当たりの定員数というのが決まっております、一定以上、定員を超過した場合に報酬を減算するというような制度がございます。

今、詳しい制度内容については手元にないのですが、報酬減算の適用を対象外とする旨の通知を出したところです。

長池文武委員

たくさん預かってでも定員オーバーしたら、それに見合う報酬というか、そういうのが出ませんよということなのだろうけれど、それを今回は、こういう事態ですから各施設にできるだけ受け入れてもらえるように、特例というか、そういうものを出して、各施設にお願いしたということなのだろうと理解しております。

ちなみに、その特例というのはいつぐらいまで予定しているとか、そんなものも文書というか、各施設にお願いした際には決めているのですか。いつまでというのがありますか。

杉生障がい福祉課長

ただいま、特例的取扱いの期限につきまして御質問を頂きました。

現時点におきましては、まず今現在、12月でございますことから、12月1日から令和8年3月末までを期限として案内させていただいているところです。

長池文武委員

いわゆる今年度ということですね。一区切りという意味では、そのぐらいかと思っておりましたが、今年度は特例と。

そもそもこういう同等の施設といいますか、そういうのは今どんな状況なのか、定員オーバーになるぐらいニーズがあるのか、逆に利用者の方が選べるぐらいゆとりがあるのか、今どういう状況なのか分かりますか。具体的な数字は難しいと思うのですがけれども、イメージでも構いません。何でも構いません。

杉生障がい福祉課長

ただいま、県内の障がい児通所施設の現状について御質問を頂きました。

地域によって偏りがございますが、特に人口の多い地域、徳島市内においては事業所数も多くはありますが、実際に利用される方も多いというところでございます。

定員を超過するほどの受入れ希望がある所もあれば、利用される方がいないという御相談も受けている状況もございますので、一概には言えないかと思っております。

長池文武委員

そういった方々が、また、3月末になったら追い出されるというのを懸念するわけです。

今から3か月しかないので、そういった状況を見極めながら、例えば特例期間を長くするとか、もっと根本的な問題としては、定員そのものの見直しだったり、各事業所に定員

の枠が少しでも広がるような努力をしてもらおうとか、何か定員を決める要因があるのでしょうか。

こういう人員がいないと何人しか受け入れられないとか、そういうことも含めて、しっかりと各事業所とうまく連携を取って、また3月になったら3月に考えたらいいいというのではないと思うので。ただ今日の議論を聞いていると、いわゆる応急処置としての特例とお聞きしたので、子供たちが路頭に迷わないようお願いしたいということをつけ加えておきます。

あともう少し時間があるので、教育委員会になると思うのですが、全く事前通告もしていないので、答えられる範囲で構いません。

万博が終わりました。万博は子供たち、県内の、確か小学校か、中学校か、高校か、分かりませんが、何となく万博に行くのを推奨していたように思うのですが、県内の子供たちが、学校単位でたくさん行ったのかどうか。

ちなみに私の子供は、2人いるのですが、長男は行ってなくて、娘は行きました。高校の遠足なのか、課外研修なのか、分からないけれど行きました。

私と妻は行こうと思っていたら入れなくなってしまって、秋口に行こうと思ったら行けなくて、娘だけが万博へ行きまして、娘は良かったと、家族で自分一人なので妙に勝ち誇ったような顔をしていまして、それが先日の話なのですが、そういう県内の状況とかいうのが分かれば有り難いと思うのですが。

長谷義務教育課長

長池委員から、万博の件で子供たちの学校の状況ということで御質問を頂きました。

本年10月13日に閉幕いたしました大阪・関西万博につきましては、未来を担う子どもたちの万博入場チケット支援事業によりまして、学校行事として万博を訪れた公立の学校数につきましては81校、約1万人の小中高校生が学校から万博に参加をしたと承知をしております。

長池文武委員

通告もしていないのに分かりやすい説明を、文教厚生委員会でも質問があったのですか、そういうわけではない。すばらしい。想定に入っていたのかもしれませんが。

81校1万人。支援事業というのがありましたね。お金を出すとかそういうやつがあったのですか。私もうろ覚えなので、もしその支援事業内容が分かれば、もう少し詳しく、お答えを頂きたいのですが。

長谷義務教育課長

未来を担う子どもたちの万博入場チケット支援事業について御質問を頂きました。

この事業につきましては、学校行事として万博を訪問する小中学生については入場料相当一人1,000円の補助を県で予算を組んで子供たちに支援をいたしました。

また、高校生については入場料が2,000円でしたので、一人当たり2,000円の補助という形になっております。

長池文武委員

娘も2,000円を出してもらったのだと思ひまして、ありがとうございます。

議論の中で、徳島県がしっかり万博の開催県の一員として参画しているという中での子供たちへの支援というのが、もちろんあっていいだろうということで、その予算が通って、子供たちだけではないですよ。逆に徳島に来てもらいたいとかいろんな、あの手この手の支援策があったように思いますが、81校で1万人。

1万人の1,000円、2,000円が幾らになるのか、すぐに計算できませんが、これは予定していた想定数、予算数といいますか、それよりも大きく成果が上がって人数がオーバーしたのか、逆にたくさん予算を取っていたのだけれど、思いのほか反応がなかったのか、それはどのぐらいの感覚なんでしょうか。

長谷義務教育課長

ただいま、予算の関係で御質問を頂きましたが、事業につきましては万博推進課の事業です。教育委員会は参加の希望を確認するという役割を、今回担わせていただいております。資料を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

長池文武委員

すみません。最初の一発目が気持ちいい答弁だったので、つつい詳しく聞いてしまいました。

教育委員会としては、各学校にそういうふうな案内をして、推奨していますよということとやっているということとでございますね。

これは遠足とか、修学旅行とか、どうなるのですかね。課外研修とか、どういったジャンルとか、どういった立て付けで学校現場の生徒が万博へ行かれたのでしょうか。

長谷義務教育課長

ただいま、学校からどのような形で子供たちが参加したかという御質問を頂きました。

例えば小学校につきましては、修学旅行が、従来、関西方面の学校が多いということで、その行程の一部が万博訪問になった所が多いと聞いております。

中学校、高校につきましては、いわゆるバス遠足、課外活動等を万博にしたというようなことを聞いているところでございます。

長池文武委員

もうそろそろ締めなので、一応補助金もあるし、教育委員会からは推奨ということではないのでしょうか。

逆に行っていない学校もあると思うのですけれども、81校といたら、県内の学校は何校あるかよく分からないですが、どのぐらいの割合なのか、大体でいいです。

長谷義務教育課長

ただいま、万博に参加した学校の割合はということで御質問を頂きました。

小中学校が県内で現在240校、高校が40校程度ありますので、280校のうちの81校という

ような形になろうかと思えます。

長池文武委員

3分の1、4分の1ぐらいですね。ある意味、たくさん行ったなと思うのですが、教育委員会から必ずこの機会に行くようにとは言えませんものね。こういうのがあるから行ってくれというぐらいですものね。推奨しているということでもよかったですよね。

長谷義務教育課長

ただいま、教育委員会として万博を推奨したかという御質問でございます。

学校行事等の行き先については学校のほうで決めますので、こういう補助事業ができたという案内をさせていただいて、参加する機会があれば事業を活用してほしいというような呼び掛け等をいたしました。

長池文武委員

教育委員会としては、そんなに推奨とか、行ってくださいとかいう立場ではないという感じなのでしょうね。決めるのは学校が主体で決めると。分かりました。

1回、休みますか。あと、せっかく休みを入れさせていただけるので、ラーケーションというのがあったでしょう。ラーケーションというのがうまくいっているかどうか、午後に聞きたいと思えますので、よろしくお願いします。

岡田理絵委員長

それでは午食のため委員会を休憩いたします。（11時57分）

岡田理絵委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

長谷義務教育課長

失礼します。午前中に長池委員の万博の訪問数を御答弁させていただきましたが、数字を訂正させていただけたらと存じます。

県内の国公私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校で万博を訪問したのは69校になります。訪問児童生徒数が計8,705名でございました。大変失礼いたしました。

長池文武委員

先ほどの数字は何だったのだろうか。すごく明確に答えていたから、何かの数字があったのでしょうか。少し減ったけど。

これが多かったかどうかというのは、私はそんなに気にしておりません。せっかく万博があるわけですから、特に子供たちにとっては何かしら日常ではない体験をするわけですし、期間限定のものであり、これが遠くでなくて、すぐ近く、バスで日帰りでも行けるよ

うな所ということで万博に子供たちを行かせたいなというのは、私もいち親としても感じておりましたので、娘だけでも行けたのはありがたかったかと思えますし、何かつかんだのだろうなと思えます。

ただ、私が少し気になっているのは、それを教育委員会としては強制できないわけですよ。全学校、万博へ行くようにとは。一人1,000円若しくは2,000円出すということで、補助はするにしても強制はできない。それは学校の独立性というか、いわゆる生徒たち、また保護者とか、PTAですか、そういった意見も取り入れながら学校が決めていくことであって、決して教育委員会が、この遠足には必ず万博へ行くことというのは言えないわけです。それは多分、言わないようにしているのか、制度としてなっているのかは分かりませんが、多分今の段階ではそうなのです。

早速、核心といいますか、この前の文教厚生委員会の中で、知事がどこかの高校の校長先生に、修学旅行を韓国に行けというふうな指示を高校生のスマートフォンの動画を通して発信したという話が漏れ伝わってきました。

すごいことをするなど、最初に聞いた時は思いました。なかなかやるなど。高校生も知事が目の前でそういうことを動画撮影させてくれたのか、無理矢理させられたのか分からないのですが、でもそういうのはただの噂で本当にあったのかなということ、文教厚生委員会で岡議員が質問した際に、教育委員会からそういうのを校長先生が見たというふうな答弁があったように聞いたのですが、ここで改めて、もう一度お伺いしますが、どこの高校かまでは聞きませんが、おおむね私の理解で合っているのか、間違っているのか、訂正があれば言っていただいで、言える範囲での状況をお答えいただきたいと思えます。

金岡高校教育課長

ただいま、長池委員より、修学旅行にまつわる知事の行動に関する御質問がありました。

教育委員会として把握していることといたしましては、知事が生徒に動画を撮影させたということ、2学期中に生徒が徳島市内のイベントに参加をしていた時に生徒が撮影をしたというふうに、校長に確認をすることにより確認を取ったところでありまして、校長は放課後、その生徒から声を掛けられ動画を見たということです。

長池文武委員

細かいことで申し訳ないのだけれど、今2種類のことを言ったのです。知事が生徒に動画を撮影させたという言い方を最初にして、その後、生徒が知事の動画を撮影したと言って、どちらが主体的なのかがよく分からない言い方だったけれど、そのあたりはどちらなのか、不明なのか、そのあたりも含めてお答えください。

金岡高校教育課長

失礼いたしました。知事が生徒と具体的にどのようなやり取りを行ったのかということについては、詳細は承知をしていないところです。

長池文武委員

それで何か、文教厚生委員会でもめたのかな、結局は知事に聞いてみなければ分からないという話で。分かりました。

そのあたり、どっちが主体的で積極的に動画が作成されたかは分からないけれども、校長先生はそれを見たところまでは教育委員会は把握しているということで、知事からどういう内容というか、要は指示だったのか、韓国旅行のPRだったのか、何かそのあたりのニュアンスというのは聞いているのでしょうか。

金岡高校教育課長

ただいま、長池委員からの御質問の内容につきましては、確認していないところです。

長池文武委員

知事がどういう形であれ、そう言って子供たちのスマホに動画が残って、それを子供たちが校長先生に見せて、校長先生がどう受け止めたかは分かりませんが、要は、そうですね、自分のスマートフォンでやったらいいのにと思いました。

スマートフォンの使用が、大分、制限されているようでございますので、人の使ったのかなとかいう声もあります。

教育委員会は、先ほどの遠足のところでもそういった補助がある、推奨的な形になるし、けれども行きなさいという指示はしていないですね。万博に関しては。

だから多分、知事も同じような立場、若しくはそれ以上に学校との独立性というか、そういうものを気を付けないといけない部分の立場の人なのだろうなと思います。それにもかかわらず指示、若しくは指示していなくても、忖度を促すような発言内容を、動画で子供たちの伝手を介して校長先生に伝えるというのは、いかがなものかと思えます。

これは多分、今は拡散されていないけれど、そんな動画がもし拡散されたら格好がつかないですよ、徳島県、洒落にならないですよ。

例えば知事が是非、修学旅行は徳島県に来てくださいという県のPR動画を発信するというのは全然ありだと思います。でも校長先生に呼び掛けて子供たちを修学旅行は海外へ、もしかしたら更に、そこに韓国へみたいなものを行っている動画が拡散されたら、本当にひどいことになるのだろうなと思って、出てこないことを祈っております。

これ以上は、この件については言及しませんが、そういう議論がこども未来・安心対策特別委員会でもあったということは残したかったので発言させていただきました。

カメラを向けられるとマスクを外さないといけないかなみたいな、マスクは調子が悪いからしているのではありません。うちの子が今度、大学受験でして、家庭の中に菌を持ち込まないようにというのが大原則でございまして、私が一番、菌を持ち込みやすい生活をしておりまして、毎晩のように忘年会があつたり会合があつたりして、親としてできることはしようと思ってマスクをしています。そんなものなのですよ、親って。少しでも、マスク1個でも、子供のためになるのだったらとじています。

ましてや先ほどの午前中の話ではないけれど、障がいを持つお子さんを抱えている御家族、子供が第一なのですけれど、それを支える親御さんも本当に今回のことは苦しいことだし、先行きというのが不安であるのだろうなというのがベースにあります。

マスク1個で済む話ではないですから、だから、繰り返すようですが、是非対応のほうをお子さん、更には支える家族の皆さんの気持ちもくんでいただいて、特に年末年始、そういう休みが入る中で不安な部分あると思うので、丁寧な対応をしていただきたい。

ここで終わろうと思ったのですが、ラーケーションの日のことを聞くのを忘れていましたので、とりあえずあと少しだけ、ラーケーションの日というのができて、どういう感じなのか、うまくいっているのかどうか、数字でもあれば教えてください。

新開生涯学習課長

ただいま、長池委員より、ラーケーションの日の現状について御質問を頂きました。

本年4月から県立学校に徳島県ラーケーションの日を導入いたしております。県立学校を対象に、今年度1学期におきまして各校で受け付けた申請件数を調査いたしましたところ、全体で376件という結果が得られております。

主な活用事例といたしましては、今期ならではの大阪・関西万博を訪れ、その場で最先端の科学技術や世界各国の文化を体験したということであったり、またオープンキャンパスへの参加、音楽、舞台鑑賞、スポーツ観戦、そのほか様々な地域を訪れて、そこでの自然や文化、歴史に触れたりなど、本当に様々な形で実践いただいていることが確認をされております。

長池文武委員

そういうことを導入して、賛否は難しいのですよね。私は基本的に、子供たちがいつもと違う環境だったり、体験をすることはいいことだと思っていますので、おおむね賛成はしているのですが、ただ、今さらっと聞いただけで、万博とかまでは、なるほどなと思うのですが、オープンキャンパスとかスポーツ観戦とか、そういうのまで全部入れたら際限がないのだろうなと思いつつながら、親御さんと一緒に何かスポーツ観戦しに行くといったら、ただただ羨ましがられるだけのようになりますし、どこまでがそういった部分なのかという線引きは今後の課題なのだろうと思います。

ただ1点、去年もこのような委員会だったかな、委員会で私が聞いたのは、現場の煩雑な事務で職員の方が困っているのではないかなと。376件ある中でそういった手続きが、何かあるのでしょうか。そういったことで一人でも混乱していないかが、すごく心配しているのです。

今、ややもすると働き方改革の中で学校の先生というのは、一つの大変な立場でいろいろ御苦労されているという代名詞になっていますけれども、ラーケーションの日という制度の中で、導入前から心配されたのは現場での混乱ということなのですが、そのあたり何か、こうしてほしい、ああしてほしいという現場からの声とか上がってきているのでしょうか、一応お聞きしたいと思います。

新開生涯学習課長

ただいま、ラーケーションの日制度運用に当たっての学校現場からの声が上がっていないかということで御質問を頂いております。

今回、この制度を導入するに当たりましては、県教育委員会から各学校に対しては実施

の手引きでありますとか、また制度運用にあたってのQ&Aのようなものを作成いたしまして、各学校に提供いたしております。

これまでのところ、現場から個別で、このような問題があるとかいった声は寄せられてはいないところなのですが、県教育委員会といたしましても一定の期間が経過したところで、各学校に運用してみてもどのような課題があるとかいった点は、また聞き取りを行ってまいりたいと考えております。

長池文武委員

すばらしい答弁でございました。私がそうしたらと提案しようと思ったことを先に言っていたいただきました。

なかなか現場からは、県教育委員会に向かって、こんな制度を入れやがってみたいなのとは言いにくいものですから、我慢して制度運用をやっているという側面は、私は想像できます。

導入した後、ある一定期間がたちましたので、導入後の事務的な、そういったところでの障害がないとか、もっと突っ込んでいうならば、ラーケーションの日を取った子供たちを中心に何か現場が、子供たちの環境が活性化したとか、そういうところまで突っ込んでアンケートなり、個別に聞き取ることが次年度の、これは今年だけのことと違いますね。続けていくのでしょうか。

だから次年度への基礎になっていくと思いますので、まだ年度末までは先ですが、そういうことを今年中にやっておくべきことではないかなと思いますので、是非ラーケーションの日が、みんながもっと、子供たちがいろんな体験ができるように、それできれば家庭の事情に左右されないような、誰もが気軽に、いつもと違う体験をすることで、心の成長を促すようなものになってほしいと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

井村保裕委員

1点、確認させてください。

今の高校の修学旅行の件なのですが、確か中学校の修学旅行は学習旅行ということで私の地元であれば、広島、長崎、沖縄、東京でアンケートを取って、行き先を決めてということで、確か沖縄に行ったように思うのです。

義務教育だから学習旅行なのだろうけれど、では高校の修学旅行、私の地元は確か、私の時は東京だったのだけれど、それからその後、長野のスキー場だったり、今は北海道のスキー場だったりへ、行っているように思うのですけれど、それぞれの県内の学校が、どこに行っているかは把握してないのですけれど、高校の修学旅行の行き先というのは、各学校の判断で決められる、どのように決められるのですか。

金岡高校教育課長

ただいま、井村委員より、高校の修学旅行の行き先の決め方に関する御質問を頂きました。

各県立学校の修学旅行の行き先につきましては、大半の学校において生徒の主体性を育

む観点から生徒に対してアンケート調査を実施しており、その結果や教育課程の一環としての学習効果、教育的な意義、生徒の心身の健康や安全の確保、保護者の経済的負担などを総合的に勘案し、各学校長が決定をしております。

井村保裕委員

生徒の意見も反映されて決めているということで、ありがとうございます。

実は私の次男は、県外の私立に進学したのですが、ちょうどコロナ禍でして、それまでオーストラリアだったかな、ずっと修学旅行は海外に行っていた。

ちょうどコロナ禍で、沖縄のリゾートホテルで3日間、缶詰だったと、ものすごく残念がっていました。まだその時に甲子園に決まっていた野球部の子は、その修学旅行すらコロナに感染したらいけないということで行かせてくれなかった。中学校もコロナ禍で修学旅行がなくて、高校も修学旅行がなかった。

中学校も高校も修学旅行も行けていないというのは、それは余談な話なのですが、その時に思ったのは、そうやって行きたかったのが残念だったという意見もあるのです。行きたい所、いろんな所に行かせてあげたらいいと思います。

今回のことが、やり方はどうだったのかといたら今のように、賛否はいろんな、批判的な意見もありますけれど、だから公立高校は海外に行っては駄目だというふうにならないように、公立高校でも、あそこの高校へ行ったら海外に行ける、これも一つの魅力化になると思うのです。

海外へ行ったら駄目というのではなくて、今回のことは置いておいて、しっかりいろんな所に行かせてあげてほしいなと思いますので、やりとりを聞きながらそう感じたので言わせていただきました。

井下泰憲委員

関連で1点だけ、議論が変な方向に行かないようにしてほしいというお願いをしたいと思うのですが、今回のこと、先ほど井村委員も言ったみたいに、知事がしたこと自体の賛否は、それはあると思いますが、そもそも賛否ある大きな理由として教育委員会の独立性というところがあると思うのです。

なぜそれをしないといけないかという単純に中立性だったり、安定性だったり、継続性だったり、いろいろ教育委員会で求められていると思うのです。

首長部局との距離間というのは、一定、取らないといけないという大原則がありますので、僕としては今回の件は、余り横に広げていっても、学校だとか生徒がどうだとかという、変なほうに行きそうで、政争にしてほしくないという個人的な思いがあるので、お願いしたいのは、教育委員会に、その距離感というのをしっかり持っていただける行政運営をしていただきたいなと思います。

井村委員が言っていたみたいに、海外に行くことは全く悪いことではないし、むしろどんどん行っていただけたらと思うので、今回の議論が逆に子供たちに悪影響にならないような丁寧な議論を我々もしないといけないと思っておりますので、意見だけすみません。お願いします。

岡田理絵委員長

ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、この際、申し上げます。扶川議員から発言の申出がありました。委員外議員の発言については議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

中学校の部活動の地域展開についてお聞きしようと思って、お願いしていたのですが、今日出ていた議論でコメントしておきたい点が二つありますので、それを言わせていただきます。修学旅行の件と、それと例の障がい者施設の件です。お願いします。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りいたします。扶川議員の発言を許可したいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。時間内でお願いします。

扶川敦議員

私は参加していなかったので初めて詳細な話を聞きました。知事の修学旅行の件ね。妙な記事が出たなと思ったのですが、話を聞くと岡議員が指摘されたことに関して、知事が主体となって撮らせたのかも分からないし、指示だったのか、PRだったのかというのも分からない。確認ができていない。それが事実なのですね。きちんと事実を報道してくれないと誤解します。とんでもないことを言ったのか、介入したのかなど勘違いしてしまいました。そうではないということであれば、今日質疑があったようなことは聞かれた時にはきちんと説明してください。

それから一番気になるのは、知事が仮に、是非あなたたちも韓国へ行ってねと、校長先生に見せてもらっていいよみたいなつもりで言ったとしても、何が悪いのだと思っています。万博へ行くのを勧めるのと一緒にではないですか、利益誘導でもなんでもなし。そもそも先ほど、井下委員がおっしゃったように、教育委員会というのは独立した権限を持った存在ですから、校長なんてすごく独立した存在です。

知事が一声掛けたら、それに従うみたいな、ヒラメみたいな存在なんて見下げた見方をすること自体が非常に失礼だと思います。間違っています。失礼です。何を言っているのだと。そんなことで我々は……

（「私、失礼なこと言いましたか」と言う者あり）

違う、違う、何の話ですか、そんなことは言っていない。そんなこと、違う、違う、違う、ヒラメみたいなことをするわけがないと、そういう見方をするのは失礼だと、長池委員がそんな見方をしたなんて言っていない。でもそれで影響を受けるのではないか、

介入ではないかというふうに、そう見ること自体、その校長先生や教育委員会の関係者に対する評価が低いのではないですか。

（「私が、失礼なこと言ったのか」と言う者あり）

言っていない。言っていない、と言っているではないですか。長池委員と議論しても仕方がないので、また後でしましょう。勘違いしないでください。

だから独立した存在であることをきっぱりと言っていたら、それで済んだ話でございます。これからはそうしていただきたい。

それからこども未来対策ですから、障がい児の話ですが、多数の退職者があったから休止するという連絡があったといいますけれど、1か月前の連絡をしなければいけないルールが守られていない上に、利用者に別の施設をあっせんするというような努力もされていない。

市の補完する高齢者施設も休止するというのですね。もうこれは本当に、これを見ただけで悪質だと思いますが、今後一旦休止したいということで、また再開を認める可能性というのは有り得るのですか。

杉生障がい福祉課長

ただいま、扶川議員から、障がい児通所支援事業所児童デイサービスセンターForYouに対する今後の指定の関係についての御質問を頂きました。

現時点におきましては、必要な人員体制が確保できていないという状況でございましたら、このまま指定を認めるという状況にはないかと思いますが、現時点で今後どうなるかということは、申し訳ありませんが、これから検討していくことになると思います。

扶川敦議員

ルールを既に守っていないではないですか。1か月前の通知もやっていなければ、あっせんするというのもやっていない。それ自体で私は重大な違反をやっているのだから、もちろんこれからもっと調べてほしいことがあるのです。

多数の退職が一斉に行われる、本当に異常な状態だと思います。そういうことが起こったということで連絡があったわけでしょう。そういう場合、普通は退職の事情として、分かりませんが、私なんか過去に散々いろんな高齢者施設で相談を受けましたから、ハラスメントがあったり、それから不正請求を告発したりして、耐え切れずに辞めるという例がよくあるのです。

もし不正請求みたいなことが見つかったら更に悪質だということになりますから、この点は徹底して調査をしていただきたい。多数退職したという事実は確認できていますか。

杉生障がい福祉課長

ただいま、扶川議員から、退職の事実について御質問を頂きました。12月8日に利用者の保護者に配られました文書によりますと、急遽、多数の職員が退職することになり、ということが書かれておりますが、実際に、まだ退職されているわけではないという状況でございます。

扶川敦議員

そうしたら、その職員からも、なぜ辞めようと思ったのかということも調べられるわけですね、それが閉鎖の大きな理由なのだったら、休止の大きな理由なのだったら、背景をきちんと調べてください。

利用者への緊急救済措置として定員超過による報酬減額をしないのは結構ですが、いいことですが、その後、まずは今回、受入れをしてくれた施設の定員見直しはできるのかを確認して、それができなければどうするかを考えなければならないと、長池委員が問題提起したように思いますが、そのようなことをするのかどうか、明確な答弁がなかったなので、もう一度お答えください。

杉生障がい福祉課長

今後、定員の増加を認めていくような方向にいくのかというお話かと思いますが、定員を増加するに当たっては、職員数を必要な人数確保する必要があると思います。

加えて言いますと、障がい福祉サービスの報酬制度上、定員数に応じた報酬が算定されることになり、定員を増やすことによって報酬が必ずしも上がるわけではないという状況にありますので、県のほうからそれを積極的にお願いするような状況にはないと考えております。

扶川敦議員

そうすると、これは恒久的な措置としては、定員を増やして定着させるということではできないのですか。

杉生障がい福祉課長

恒常的な定員の超過を認めていくかどうかというお話で……

（「定員自体を」と言う者あり）

定員自体を増やしていくということにつきましては、それぞれの事業所の事情にもよると思います。

先ほど申し上げましたが、基準を満たす人員が必要ということもございまして、報酬制度上、事業所にメリットがあるかどうかというところは、事業所自体に考えていただく必要があると思いますので、県のほうから積極的に定員増加についてのお願いをすることはできないと思っております。

扶川敦議員

今回の状況を、徳島市から通報があるまで把握できなかったということについては、どう受け止めておりますか。

杉生障がい福祉課長

この度の休止に関しましては、先ほども申し上げましたが12月8日に利用者に案内が配布されまして、県におきましては翌9日、徳島市からの連絡を受けて初めて事実を知ったところです。

扶川敦議員

だから、全国的に競争激化とか、物価上昇とか、人件費の高騰、人材不足とかいうことで、閉鎖する施設が多いというような報道もあります。市内なんかは、定員いっぱいのところもあるけれども、そうでない施設もたくさんあるのです。

より根本的な再発防止というのを図ろうと思ったら、今回のことを徹底して調べて全体像をつかむのが大前提ですが、今から取り組めることがありますよね。県内の同種の施設は何施設あって定員はどうなっておりますか。

杉生障がい福祉課長

ただいま、県内の障がい児通所支援事業所の数について御質問を頂きました。

県内において指定を受けて運営中の事業所につきましては、令和7年10月1日現在になります。児童発達支援のサービスで171事業所、放課後等デイサービスで184事業所となっております。

利用している児童数につきましては、県で管理を行っていないことから正確な利用児童数は把握ができませんが、各種サービスの定員数につきましては、児童発達支援が1,992名、放課後等デイサービスが1,961名でございます。

扶川敦議員

時間がなくなってしまったので、まとめて三つ聞きます。

こういう施設に対して、発達障がい児へのサービスを整備するために今回のような問題の再発防止のためにも、また重要な情報ですので、単に定員の充足状況だけでなく、経営状況や人材確保の実態等、詳しく施設の状況を調査してほしい。これが一つ。調査です。

もう一つは、その臨時の調査とは別に定期監査で、例えばバランスシートの調査なんかをすれば経営状況が把握できると思うのです。ここまでできているのかどうか、できていなかったら改善してほしいというのが二つ。

三つ目、経営内部の紛争を把握するために、労働者からの相談体制を強化すべきだと思いますので、これは佐那河内村の児童虐待、保育所の虐待の問題でも同じ提案をしましたけど、この3点について、どのようにお考えか教えてください。これだけお聞きしておきます。

杉生障がい福祉課長

ただいま、今後の取組についての御意見、御提案を頂きました。

経営、また人材に関する施設に対する調査につきましては、今後、引き続き事業所に聴取するなり、対応を行ってまいりたいと思います。

また、定期監査におけますバランスシートの調査につきましても、今後、事業所を指導するに当たっての参考にさせていただきます。

相談体制につきましても、定期的な運営指導の場におきまして、必要な相談窓口等、周知に努めてまいりたいと思います。

扶川敦議員

本題の部活動の話です。地域展開が本格的に進められるのです。また後で実情を教えてくださいですが、学校の中学部活動が地域のクラブに移行される、渡される、地域展開される。

その時に学校教育から社会教育の位置付けになるのでしょうかけれども、学校で厳しく体罰やパワハラが禁止されておりますが、それが社会教育の場では必ずしもそうになっていないこともあります。

実際、県北の中学校で地域の柔道のクラブの中で、指導者による体罰や暴言がありました。その指導者は一定期間、指導から離れさせられるというペナルティを受けましたが、一部の子供は地域のクラブをやめて、学校のクラブに居場所を見出していたのです。

それが令和8年度から地域展開となるため、学校のクラブを無くすという方針が教育委員会の意思で決められました。それは困るということで、保護者と学校、教育委員会の話し合いの中で、令和8年度も学校のクラブは存続するけれども、新入生は全部、地域のクラブに入るので後輩はいなくなるよと言われたそうです。

部員が少ないから団体戦もできない状況、また同じ体育館で地域のクラブと一緒に練習するようになるそうですけれど、これは生徒同士を分断させることにもつながってしまうのではないかと思うのです。

保護者も地域クラブへの移行そのものには反対しておりません。しかし、地域のクラブで体罰や暴言を行ってきた指導者が一朝一夕に変わらないことは十分あり得るので不安がっているのです。そうした状況がまた起きた場合に、学校に相談しても校長が対応できないということはないのでしょうか。

地域展開後の学校と地域のクラブの関係はどうなっているのか、そういう問題が起きたときに学校、教育委員会はどう関わられるのか、教えてください。

國方体育健康安全課長

ただいま、扶川議員より、部活動の地域展開を進めていく上での学校の在り方について御質問を頂きました。

中学校の部活動の地域展開を円滑に進めるための手順としては、まず現状調査により課題を抽出し、関係者で構成する地域展開推進協議会を設置し、基本方針とロードマップを策定します。

次に、地域展開の要となる地域指導者の確保、育成と施設の利用調整を進め、特定種目でのモデル事業と検証を通じて運営方法を確立していく必要があります。この説明会を通じて保護者や学校をはじめとする関係者への周知徹底を図り、理解を得た上で本格的な地域展開を進めていくこととなります。

そこで、学校から地域クラブへの移行は大きな変化を伴うため、保護者に対して丁寧に周知し理解を得ることが不可欠であります。指導者の資格、安全管理体制を明確にし、活動の質への不安を解消することに努める必要があります。説明会等を開催することで直接対話する機会を設け、聴取した意見を基に詳細を決定していきます。

学校関係者へは、教員が指導者から連絡調整や支援役への役割転換することによる負担軽減が図られること、引き続き指導を希望する教員は兼職兼業の制度を活用して地域クラ

ブで指導することが可能であるなど、具体的な改革案を示し、責任の所在を明確化することで協力体制を構築する、これらの取組を地域展開連絡協議会で共有し、保護者や学校の意見を尊重した改革を進めてまいりたいと考えております。

扶川敦議員

時間がないので、それが現場でできていないということだけお伝えしますので、改善を求めます。終わります。

岡田理絵委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、こども未来・安心対策特別委員会を閉会いたします。（13時41分）